

議案第 81 号

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 16 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

松阪市民病院使用料及び手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 294 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「を定める件」を削り、「及び入院時食事療養費に係る食事療養」の次に「及び入院時生活療養費に係る生活療養」を加え、同項第 2 号中「介護保険法」の次に「（平成 9 年法律第 123 号）」を加える。

第 8 条第 1 項中「厚生労働大臣の定める評価療養」の次に「、患者申出療養」を加え、「5,500 円」を「7,700 円」に、「3,300 円」を「5,500 円」に改め、同条第 2 項中「2,750 円」を「3,300 円」に、「1,650 円」を「2,090 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。